

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有賀園モール沼津 沼津市西沢田字直路479ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社有賀園不動産 群馬県高崎市下之城町300-1 代表取締役 有賀生雄

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
荷さばき施設①	37.50平方メートル	37.50平方メートル
荷さばき施設②	47.12平方メートル	63.00平方メートル
合計	84.62平方メートル	100.50平方メートル

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
廃棄物保管施設①	11.88立方メートル	17.82立方メートル
廃棄物保管施設②	7.32立方メートル	—
合計	19.20立方メートル	17.82立方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目		変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	株式会社フィットハウス	10：00～20：00	—
	株式会社有賀園ゴルフ	—	9：00～20：00
	DMCホールディングス株式会社	—	7：00～20：00
	株式会社上州屋	—	24時間
駐車場を利用できる時間帯		9：30～20：30	24時間
荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設①	8：45～9：45	6：00～22：00
	荷さばき施設②	8：45～9：45	6：00～8：45

4 変更年月日

3 (1) 令和 7 年 6 月 19 日

3 (2) 令和 6 年 10 月 24 日

5 届出年月日

令和 6 年 10 月 18 日